

第4次吉川市地域福祉計画（案）概要

1. はじめに

本市では、平成13年に「吉川市地域福祉推進計画」を策定し、平成18年に「第1次吉川市地域福祉計画」を策定しました。そして、平成29年度から第3次吉川市地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできましたが、令和3年度で計画期間の満了を迎えます。

そこで、社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画的な地域福祉の推進を図るため、地域福祉の視点からの理念や方針、施策を体系的に示すとともに、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、市民や本市の地域福祉に係る関係者、様々な主体が、住み良いまちを共につくることを目的として、分野横断的な福祉のまちづくりの視点を共有するため、第4次吉川市地域福祉計画を策定します。

2. 意見募集概要

(1) 意見募集の期間

令和3年12月24日(金)～令和4年1月25日(火)

(2) 意見の提出方法

各閲覧場所に設置してあるパブリック・コメント意見提出用紙または任意の用紙に、「氏名」、「住所」を明記し、直接、郵送、ファクス、Eメールのいずれかの方法によりご提出ください。

<直接>

地域福祉課、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、平沼地区公民館、東部地区公民館、美南地区公民館、総合体育館に設置している意見箱に投函

<郵送> 〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地 地域福祉課

※令和4年1月25日(火)の消印有効

<ファクス> 048-981-5392

<Eメール> chiiki-fukushi2@city.yoshikawa.saitama.jp

<ホームページ> [吉川市 地域福祉計画](#) [検索](#) または、

右記のQRコードからご意見をご提出ください。→

《意見提出用QRコード》



(3) 意見の公表

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応につきましては、取りまとめを行い、令和4年3月下旬を目途にホームページ等で公表する予定です。

(4) 留意事項

- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

3. 第4次吉川市地域福祉計画（案）概要

【基本理念】

つながり支え合う 地域共生社会の実現

吉川市では、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、最上位計画として令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年次とする「第6次吉川市総合振興計画」を策定し、将来都市像「幸せつながる みんなのまち よしかわ」の実現を目指しています。

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、立場や状態にかかわらず、一人ひとりが価値ある存在であることを認め合い、支え合いながら地域を共に創っていくことが求められています。

そのためには、地域の多様な主体が「我が事」として、さまざまな地域活動や、生活課題の解決に向けた取組みなどに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるとともに、つながりを深めていく必要があります。

本計画では、「つながり支え合う 地域共生社会の実現」を基本理念として掲げ、地域福祉を推進していきます。

<イメージ図>



自立の概念

「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味ですが、福祉分野では、人権意識の高まりや、障がいのある人もない人と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「様々な社会資源を活用しながら、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障がいがあってもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられています。

【基本目標】

基本目標 1 一人ひとりを尊重し 自分らしく暮らせるまちづくり

子どもから高齢者、障がい者や生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、また、それぞれの立場や環境などにおいて役割を持ち、輝ける存在として活躍できるよう、他者への理解、思いやりや、福祉活動への理解を深める取組みを進めるとともに、ライフステージや目的に沿って適切なサービスを選択できるよう、デジタル化に対応した情報発信など効果的な情報提供に努めます。また、判断能力に不安のある方への支援や、虐待への対応などの一人ひとりの尊厳を守る取組みを進めるとともに、罪を犯した人への社会復帰において、再び地域の中で暮らしていけるよう再犯防止対策に努めます。

基本目標 2 支え合い 地域で安心して暮らせるまちづくり

地域福祉を推進するうえで地域の支え合いや、助け合いは不可欠であり、それらを担う人材の確保や育成を推進します。また、地域の支え合いや、助け合いなどにより福祉意識が醸成され、さまざまな役割を担う市民活動団体や事業者などの主体が増えることは、地域コミュニティが活性化するとともに、地域課題を解決に導く社会資源の増加にもつながることから、地域を支える市民活動の推進を図ります。

さらに、だれにも相談できずに社会で孤立してしまう問題が起こらないようにするためには、地域の気づきや声かけが大きな役割を果たします。このようなことから、地域の見守り体制を充実するとともに、活動団体の活性化を図るため、多様な主体とのネットワークづくりを推進します。

基本目標 3 つながり ともにつくるまちづくり

複雑化・複合化した課題に対し、市において属性を問わないどこでも丸ごと受け止められる分野横断的な相談体制を確立し、社会福祉法人などによる解決に向けた新たな支援の取組み、世代や属性を超えて参加・交流できる場や居場所の確保などの地域づくりに向けた支援体制など、向かい合う支援から、寄り添いながら伴走する支援へと歩みを進めるための包括的な支援体制の構築に努めます。

また、地域福祉を推進する上での課題を把握し、市民、地域、市民活動団体、事業者、関係機関などの多様な主体と行政とが、相互の理解と役割を認め合い、分野横断的に連携し、それぞれが持つ豊かな経験やアイデアを地域福祉やまちづくりに活かすしくみづくりを推進します。

【施策の体系】

基本理念 つながり支え合う 地域共生社会の実現

基本目標 1 一人ひとりを尊重し 自分らしく暮らせるまちづくり

施策の柱	施策の内容
1-1 福祉の理解喚起と情報提供の充実	1-1-1 福祉の理解喚起
	1-1-2 多様な手段による情報提供の充実
1-2 権利擁護活動の促進	1-2-1 成年後見制度の利用促進
	1-2-2 権利擁護支援の体制整備
	1-2-3 要援護者虐待の防止と早期発見・早期対応
1-3 再犯防止の支援 (吉川市再犯防止推進計画)	1-3-1 就労・居住確保の支援
	1-3-2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
	1-3-3 広報・啓発活動の推進
	1-3-4 非行の防止対策
	1-3-5 更生保護関係団体との連携強化

基本目標 2 支え合い 地域で安心して暮らせるまちづくり

施策の柱	施策の内容
2-1 地域福祉を推進する人材の確保と育成	2-1-1 民生委員・児童委員の担い手確保と活動支援
	2-1-2 担い手の育成と支援
	2-1-3 地域リーダーの育成と支援
	2-1-4 福祉従事者の育成と資質の向上
2-2 地域を支える市民活動の推進	2-2-1 ボランティア活動などの市民活動の充実
	2-2-2 多様な交流の機会の充実
	2-2-3 住民同士の支え合い活動の推進
	2-2-4 健康・体力づくりからの関係促進
	2-2-5 防災・減災活動の推進
2-3 地域のネットワークづくり	2-3-1 地域の見守り体制の充実
	2-3-2 多様な主体とのネットワークづくり

基本目標 3 つながり ともに作るまちづくり

施策の柱	施策の内容
3-1 包括的支援体制の構築と 相談支援体制の充実	3-1-1 包括的な支援体制の構築 【重点】
	3-1-2 相談支援体制の充実
3-2 多様な主体による活動の活性化	3-2-1 市民活動や地域活動などへの支援
	3-2-2 社会福祉法人や企業などの社会貢献活動の推進
3-3 地域福祉推進のための体制づくり	3-3-1 社会福祉協議会との連携強化
	3-3-2 居場所づくりの推進と拠点づくりの検討
	3-3-3 圏域の検討